

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年6月21日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 教育長の報告

報告第7号 さいたま市教職員（管理職）の人事について〔非公開案件〕

### 3 議 事

議案第44号 さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

議案第45号 さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第46号 さいたま市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

議案第47号 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱について〔非公開案件〕

議案第48号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

議案第49号 さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の委嘱及び任命について〔非公開案件〕

議案第50号 さいたま市図書館協議会委員の任命について〔非公開案件〕

議案第51号 さいたま市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について〔非公開案件〕

### 3 閉 会

議案第44号

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成30年6月21日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

## 別紙

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(専決事務) 第3条 教育長その他の教育委員会職員（以下「教育長等」という。）は、次に掲げる委員会の権限に属する事務について、専決（常時、委員会の会議の議決に代わって決裁することをいう。）をするものとする。 (1)・(2) [略] (3) 審査請求の審理手続に関すること。	(専決事務) 第3条 教育長その他の教育委員会職員（以下「教育長等」という。）は、次に掲げる委員会の権限に属する事務について、専決（常時、委員会の会議の議決に代わって決裁することをいう。）をするものとする。 (1)・(2) [略] (3) 審査請求の審理手続及びさいたま市情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関すること。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務連絡  
平成30年3月28日

各都道府県教育委員会総務担当課  
各指定都市教育委員会総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る  
不服申立ての審査庁について

政府の地方分権改革推進本部においては、義務付け・枠付けの見直し等について、継続的に検討が行われているところであり、去る12月26日に別添1のとおり「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

今回の閣議決定においては、「教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手續の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。」とされたところです。

審査請求をすべき行政庁については、平成28年4月1日施行の行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行通知（「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（通知）」（平成28年1月29日総管管第6号）（別添2）において、処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（以下「処分庁等」という。）に上級行政庁がない場合は当該処分庁等であると示されています。

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）において、教育委員会による教育長への指揮監督権は規定されていないため、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当せず、行政不服審査法第4条第1号の規定により、教育長が審査請求をすべき行政庁となると解されます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、不服申立て制度について改めて確認いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会に対し、本件について周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育委員会係  
電話：03-5253-4111（代表）（内線4678）

教管教総第28号

平成30年4月2日

副教育長  
各部長

教 育 長

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る審査庁について（通知）

標記について、本市では教育委員会を審査庁としておりましたが、平成26年に行われた地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正後に任命された教育長の行った処分に係る審査庁については、その解釈が分かっていたところ、別添の文部科学省からの平成30年3月28日付け事務連絡により、教育長が審査請求をすべき行政庁となる旨の解釈が示されました。そのため、本市においても今後、平成30年度以降に提起のあった審査請求については、法令等で別の審査庁が明示されている場合を除き、教育長を審査庁とすることとします。

つきましては、上記処分のうち審査請求をすることができる処分を行う際の教示文については御注意いただきますようお願いいたします。

担当 教育総務課秘書・総務係

外線 048-829-1623

内線 3913

●さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年教育委員会規則第7号）

（委任事務）

第2条 委員会は、次に掲げるもの及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

- (1) 学齢児童・生徒の就学すべき学区の設定又は変更をすること。
- (2) 委員会の附属機関の委員の任免を行うこと。
- (3) 教科用図書採択に関すること。
- (4) 委員会表彰を行うこと。
- (5) 文化財の指定又は解除に関すること。
- (6) 人事の基本方針を定めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長に委任することが適当でないと認められる事務を行うこと。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3・4 [略]

●さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）

（審査請求があった場合の手続）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1)・(2) [略]

2～4 [略]

●平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育長の職務）

第17条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。 ※平成26年改正により当該条文は削除

## 提案理由

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査庁を改めたことに伴い、所要の改正を行うため、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、公布の日です。

議案第45号

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成30年6月21日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会公印規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第7条関係）							別表第1（第5条、第7条関係）						
(1) 庁印 [略]							(1) 庁印 [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管者
[略]							[略]						
さいたま市立〇〇特別支援学校長之印							さいたま市立〇〇特別支援学校長之印						
さいたま市教育委員会 審理員印							さいたま市立〇〇特別支援学校長之印						
2 1							[略]						
てん書							[略]						
方 2 4 1							[略]						
審理員名 で発する 文書							[略]						
教育総務課長							[略]						
別表第2（第5条関係）							別表第2（第5条関係）						
(1) 庁印 [略]							(1) 庁印 [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
[略]							[略]						
2 0							2 0						
[略]							[略]						
さいたま市 教育委員会 審理員印							[略]						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

●行政不服審査法（平成26年法律第68号）

（審理員）

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合には、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- (1) 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
- (2) 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

情報公開条例

教育委員会

2～4 [略]

●さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）

（審査請求があった場合の手続）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示するとき（当該行政情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3・4 [略]

●平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育長の職務）

第17条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。 ※平成26年改正により当該条文は削除

## 提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条の審理員が使用する職印を作成するため、さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正するものです。

なお、施行期日は、公布の日です。